

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成31年4月10日（水）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 平成31年度第1回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成31年4月10日(水) 午後4時00分から午後4時45分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (6) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (7) 報告第3号 許可不要転用届出について

### 2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

2番 河北安之助	3番 磯部 一輝	4番 堀川 眞助
5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀	7番 宮村 澄孝
8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美	

(2) 欠席委員(1人)

1番 川端 哲男

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	7番 紫藤 淳
8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸	

(2) 欠席委員(1人)

6番 山下 芳廣

### 4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 西山 昌憲

農地集積専門員 高山 勇

平成31年度第1回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午後4時00分

農業委員会開会前に人事異動あいさつ

- － 古賀新農政課長挨拶 －
- － 荒木旧事務局員挨拶 －
- － 西山新事務局員挨拶 －

事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。  
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中8名の出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、会議が成立しておりますことをご報告します。  
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。  
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、会長よろしくをお願いします。

議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。  
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。  
議事録署名人に8番 可村委員 9番 坂本委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の西山さんを指名します。  
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなっているところであります。それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。申請理由については、贈与の所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を4月2日（火）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P5をご覧ください。農機具確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の坂本推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は町の認定農家であり、現在も申請地で農業をされており、今回、父親所有の農地の一部について生前贈与を受けるものです。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、耕作面積が25,688㎡でありますので下限面積を満たしております。

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと、無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと、集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこ

と、以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

2 番推進委員 第 1 号議案の番号 1 について、2 番推進委員が説明します。  
譲受人は、町の認定農家であり、今後も農業に従事していくとのことであり、現地調査においても、適正に農地を管理されており、特段問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？  
無いようですので、採決を行います。

それでは、第 1 号議案の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。  
よって議案第 1 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第 4 条は、権利移動の伴わない自己転用でございます。  
番号 1 について説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。  
転用目的は、個人住宅です。

この議案につきましても、現地調査を 4 月 2 日（火）に実施しています。  
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 6 ～ P 8 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤

ラベル)をお開きください。  
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。  
(おおむね10ha以上の一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりがある第1種農地であり、原則転用不可ですが、転用者が集落内に居住し日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

5番推進委員 第2号議案の番号1について、5番推進委員が説明します。  
本申請地は、南側・東側に農地があるものの、北側は県道、西側は既存の宅地に接しており、集落内開発地域内の農地です。南側の一団の農地との間には、水路が流れているため、転用に伴う影響はないものと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

4番農業委員 この4条申請と次に出てくる5条申請の同時での転用申請となるのか？

事務局 次の第3号議案の番号1と同一案件で、一部が自己所有地の転用、もう一部が所有権移転を伴う転用となったため、それぞれ4条、5条の同時進行での転用申請となった案件です。

議長

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

第2号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。

番号1について説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。

転用目的は、個人住宅です。

権利は、所有権の移転(売買)です。

この議案につきましても、現地調査を4月2日(火)に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P11をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

2) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

(おおむね10ha以上の一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適當となる項目はありませんでした。

申請地は、議案第2号の東側に位置しており、先程採決いただいた農地と併せて土地利用を行うものであります。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりがある第1種農地であり、原則転用不可ですが、転用者が集落内に居住し日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

5番推進委員 第3号議案の番号1について、5番推進委員が説明します。  
本申請地は、先程の案件の東側に位置しており、南側・東側に農地があるものの、北側は県道に接しており、集落内開発地域内の農地です。南側の一団の農地との間には、水路が流れているため、先程と同様、転用に伴う影響はないものと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。  
第3号議案の番号1の案件について、賛成される賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。  
よって議案第3号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号2について説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。  
転用目的は、建売住宅です。  
権利は、所有権の移転(売買)です。

この議案につきましても、現地調査を4月2日(火)に実施しています。



詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP12～P14をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。  
許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

（JR原水駅よりおおむね300m以内の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は、JR原水駅からおおむね300m以内にある第3種農地であり、原則転用可能です。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

9番推進委員

第3号議案の番号2について、9番推進委員が説明します。

本申請地は、JR原水駅からおおむね300m以内にある農地であり、近隣は市街化が進んでいる地域です。転用後における周辺農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

第3号議案の番号2の案件について、賛成される賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。

よって議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」と

して意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より平成31年4月4日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が7件の19筆で合計面積42,559㎡、2の所有権移転が2件の4筆で合計面積12,013㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第4号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は6件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第3号は許可不要転用届出でございます。  
申請者及び詳細は議案のとおりです。  
転用目的は九電鉄塔建替え工事に伴う工事用地としての一時転用です。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後4時45分終了)